

議案第40号

沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

沼田市長 星 野 稔

## 沼田市税条例の一部を改正する条例

沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第17項を第18項とし、第7項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の沼田市税条例附則第10条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。